

令和8年第1回
対馬市議会定例会議案



対馬市

目 次

承認第 1 号	専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 9 号））	5
議案第 1 0 号	令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 0 号）	別冊
議案第 1 1 号	令和 7 年度対馬市診療所特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 2 号	令和 7 年度対馬市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 3 号	令和 7 年度対馬市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 4 号	令和 7 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議案第 1 5 号	令和 8 年度対馬市一般会計予算	別冊
議案第 1 6 号	令和 8 年度対馬市診療所特別会計予算	別冊
議案第 1 7 号	令和 8 年度対馬市国民健康保険特別会計予算	別冊
議案第 1 8 号	令和 8 年度対馬市後期高齢者医療特別会計予算	別冊
議案第 1 9 号	令和 8 年度対馬市介護保険特別会計予算	別冊
議案第 2 0 号	令和 8 年度対馬市旅客定期航路事業特別会計予算	別冊
議案第 2 1 号	令和 8 年度対馬市水道事業会計予算	別冊
議案第 2 2 号	令和 8 年度対馬市漁業集落排水事業会計予算	別冊
議案第 2 3 号	令和 8 年度対馬市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 2 4 号	対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例	7
議案第 2 5 号	対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第 2 6 号	対馬市防災会議条例の一部を改正する条例	1 1
議案第 2 7 号	公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例	1 3
議案第 2 8 号	対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例	1 5
議案第 2 9 号	対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例	1 7
議案第 3 0 号	対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例	1 9
議案第 3 1 号	対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例	2 1
議案第 3 2 号	対馬市体育施設条例の一部を改正する条例	2 3
議案第 3 3 号	対馬市火入れ条例の一部を改正する条例	2 5
議案第 3 4 号	対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例	2 7
議案第 3 5 号	対馬市火災予防条例の一部を改正する条例	2 9

議案第36号	対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について	31
議案第37号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(根緒原陽地区)	33
議案第38号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(土寄地区)	39
議案第39号	あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について(水崎地区)	45
議案第40号	第3次対馬市総合計画について	51
議案第41号	対馬市過疎地域持続的発展計画について	53
議案第42号	辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について	55
議案第43号	友好都市の提携について	61
同意第1号	対馬市教育委員会委員の任命について(当日配布)	
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	63
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦について	65

承認第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

処分事項

令和 7 年度対馬市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 2 4 号

対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

対馬市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 4 年対馬市条例第 4 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 25 号

対馬市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

対馬市印鑑登録及び証明に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を削る。

第 8 条の 2 を削る。

第 14 条の 2 を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 26 号

対馬市防災会議条例の一部を改正する条例

対馬市防災会議条例（平成 16 年対馬市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 項に次の 2 号を加える。

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者

(9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めて任命する者

第 3 条第 6 項を削り、同条第 7 項中「第 5 項第 7 号」を「前項第 7 号」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を同条第 7 項とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 27 号

公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への対馬市職員の派遣に関する条例（平成 17 年対馬市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 2 号中「非常勤職員」の次に「（規則で定める職員を除く。）」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 28 号

対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

対馬市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（平成 16 年対馬市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 2 号中「土地」の次に「及び建物」を加える。

別表第 2 中

「

地下埋設物	対馬市道路占用料徴収条例（平成 16 年対馬市条例第 193 号）別表の例により算定した額
-------	---

」を

「

地下埋設物	対馬市道路占用料徴収条例（平成 16 年対馬市条例第 193 号）別表の例により算定した額
自動販売機	1 年 1 台につき、3,000 円

」に改め、

同表備考に次の 2 号を加える。

- 4 自動販売機の使用許可の期間が 1 年未満であるときは、月割りをもって計算し、1 月未満の端数があるときは、1 月として計算する。
- 5 自動販売機の使用料額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 29 号

対馬市コミュニティーセンター条例の一部を改正する条例

対馬市コミュニティーセンター条例（平成 16 年対馬市条例第 97 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表対馬市玉調コミュニティーセンターの項の次に次のように加える。

対馬市大山地区集会施設	対馬市美津島町大山 248 番地先埋立地
-------------	----------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（対馬市生活館条例の一部改正）

2 対馬市生活館条例（平成 16 年対馬市条例第 114 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表大山生活館の項を削る。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 30 号

対馬市自家用有償バス運行に関する条例の一部を改正する条例

対馬市自家用有償バス運行に関する条例（平成 20 年対馬市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項に次の 1 号を加える。

(10) 雞知・尾崎線

別表第 1 中

「比田勝・唐舟志線普通使用料（単位：円）」

				唐舟志	
				富ヶ浦	230
			唐舟志口	140	140
		津和	140	180	210
	網代	230	270	320	340
比田勝	180	320	360	410	430

」の次に

「雞知・尾崎線普通使用料（単位：円）」

										尾崎	280
									今里	180	370
								加志入口	140	140	330
							加志浜	140	170	150	360
					吹崎	230	270	310	310	490	
				箕形	220	350	380	430	420	600	
			洲薬入口	230	450	560	690	730	770	770	930
		雞知宮前	140	290	510	620	750	780	830	830	980
	樽ヶ浜橋	140	140	220	330	540	660	780	820	870	1010
	樽ヶ浜	140	140	220	350	560	680	800	840	890	1030
対馬病院	150	200	240	290	420	640	750	880	910	950	1090

」を加える。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 1 号

対馬市立学校教育施設条例の一部を改正する条例

対馬市立学校教育施設条例（平成 1 6 年対馬市条例第 8 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 の表対馬市立今里小学校の項及び対馬市立美津島北部小学校の項を削る。

附 則

この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 2 号

対馬市体育施設条例の一部を改正する条例

対馬市体育施設条例（平成 1 6 年対馬市条例第 1 0 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 対馬市日新館武道場の項の次に次のように加える。

対馬市豆骰体育館	対馬市巖原町豆骰 6 2 6 番地
----------	-------------------

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 33 号

対馬市火入れ条例の一部を改正する条例

対馬市火入れ条例（平成 16 年対馬市条例第 165 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条中「強風注意報」の次に「、乾燥注意報、林野火災注意報、林野火災警報」を加える。

様式第 1 号中「㊟」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に、改正前の対馬市火入れ条例の規定によりなされた手続その他の行為は、改正後の対馬市火入れ条例の相当規定によりなされたものとみなす。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 3 4 号

対馬市公園等設置条例の一部を改正する条例

対馬市公園等設置条例（平成 1 8 年対馬市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 鮎もどし自然公園の部を削り、同表あそうベイパークの部を次のように改める。

あそうベイ パーク	テント（6 人）	1 張	1 日	3, 7 7 0 円	
	テント（6 人用・高規 格）	1 張	1 日	5, 2 3 0 円	
	フリーサイ ト	1 箇所	1 日	3, 0 0 0 円	シャワー、ラ ンドリー使用 含む。
	オートサイ ト（電源付 き）	1 箇所	1 日	4, 0 0 0 円	シャワー、ラ ンドリー使用 含む。
	カヌー・ボ ート	1 隻	1 時間	6 2 0 円	2 人乗り
	デイキャン プ	1 箇所	午前 9 時から 午後 4 まで	サイト使用料 の 6 0 %	シャワー、ラ ンドリー使用 含む。
	シャワー	1 人	1 回	3 0 0 円	同伴する未就

				学児は無料
ランドリー	1台	1回	200円	
焚き火台	1台	1回	1,000円	
タープ	1張	1回	2,000円	
シュラフ	1個	1回	520円	
マット	1枚	1回	500円	
バーベキュー ーセット	1式	1回	2,000円	バーベキュー コンロ、網、 トング等含 む。
ゴミステ ーション	1袋	1回	100円	45リットル 以下
曳き馬（1 人）	1回	5分	520円	補助員が付き 乗馬

同表神話の里自然公園の部中「含む」を「含む。」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月24日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 35 号

対馬市火災予防条例の一部を改正する条例

対馬市火災予防条例（平成 16 年対馬市条例第 212 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出し中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 1 項中「サウナ室に設ける放熱設備（以下「サウナ設備」という。）」を「一般サウナ設備（簡易サウナ設備以外のサウナ設備（サウナ室に設ける放熱設備をいう。）をいう。以下同じ。）」に改め、同項第 2 号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とする。

第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力 6 キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- （1） 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- （2） 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源

を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで、第17号から第18号の3まで、第2項第6号及び第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。

第29条の7第1項第1号中「住宅用防災機器」の次に「、感震ブレーカー」を加える。

第44条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第44条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月24日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 36 号

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者の指定について

対馬市コミュニティーセンターの指定管理者を下記のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

施設の名称	指定管理者となる団体		指定の期間
	所在	名称	
対馬市大山地区 集会施設	対馬市美 津島町大 山 2 4 8 番地先埋 立地	大山区	令和 8 年 4 月 1 日から 令和 13 年 3 月 31 日 まで

議案第 3 7 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（根緒原陽地区）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 2 6 0 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面 積 (平方メートル)	編入する区域
対馬市美津島町根緒字根緒原陽 7 3 の 1 2 地先	1 8 9 . 2 3	字根緒原陽



竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和7年3月3日付けで申請のあった第1種根緒漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年8月5日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市美津島町根緒字根緒原陽73番12の地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 189.23㎡

(内訳)	船	揚	場	敷	6.35㎡
	船	揚	場	敷	182.88㎡

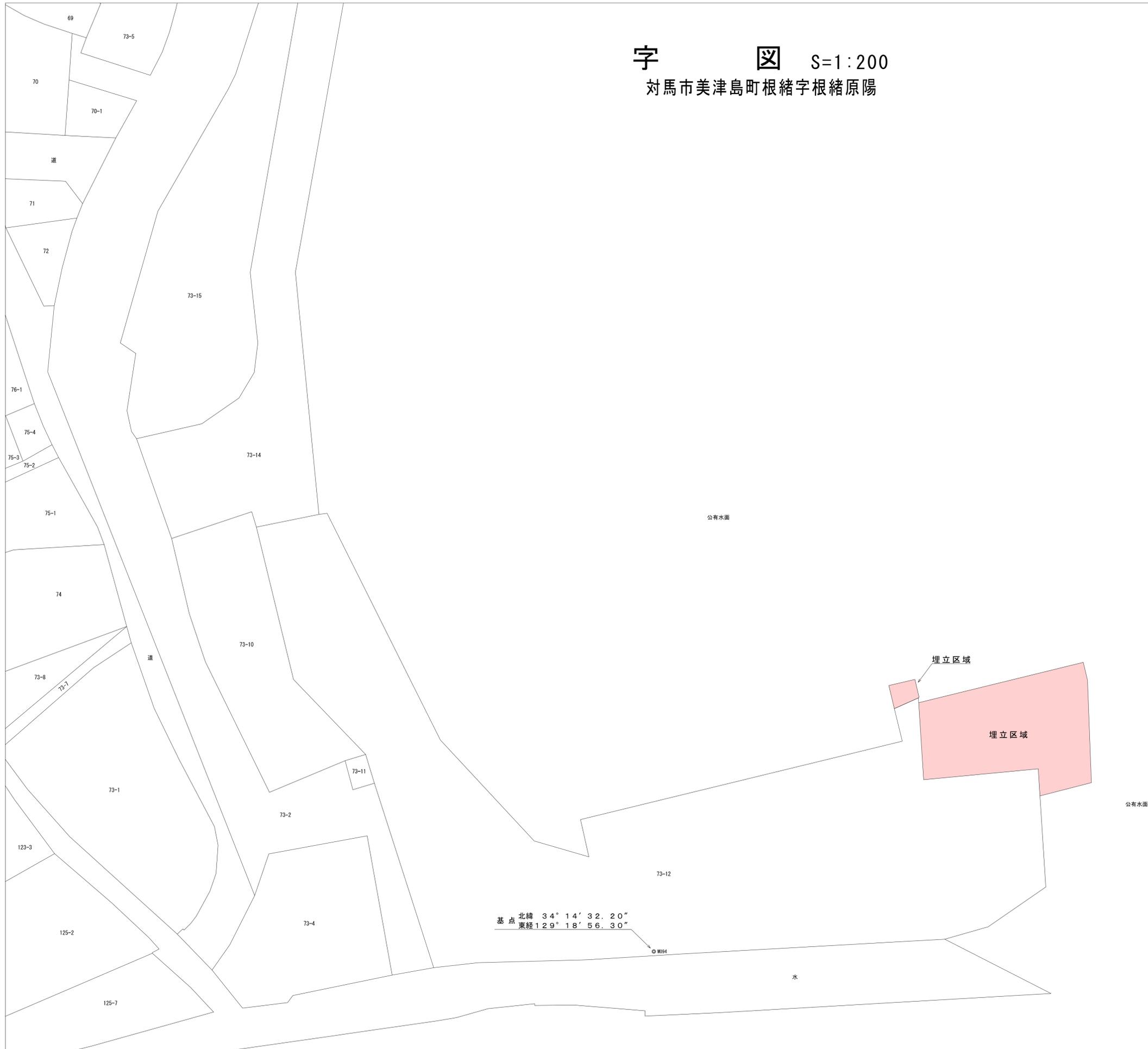
位置図



長崎県指令3漁計第1号

公有水面埋立図	
工事名	根緒漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町根緒地内
図面種類	位置図
縮尺	S=1:50,000
	図面番号
対馬市	

字 図 S=1:200
 対馬市美津島町根緒字根緒原陽



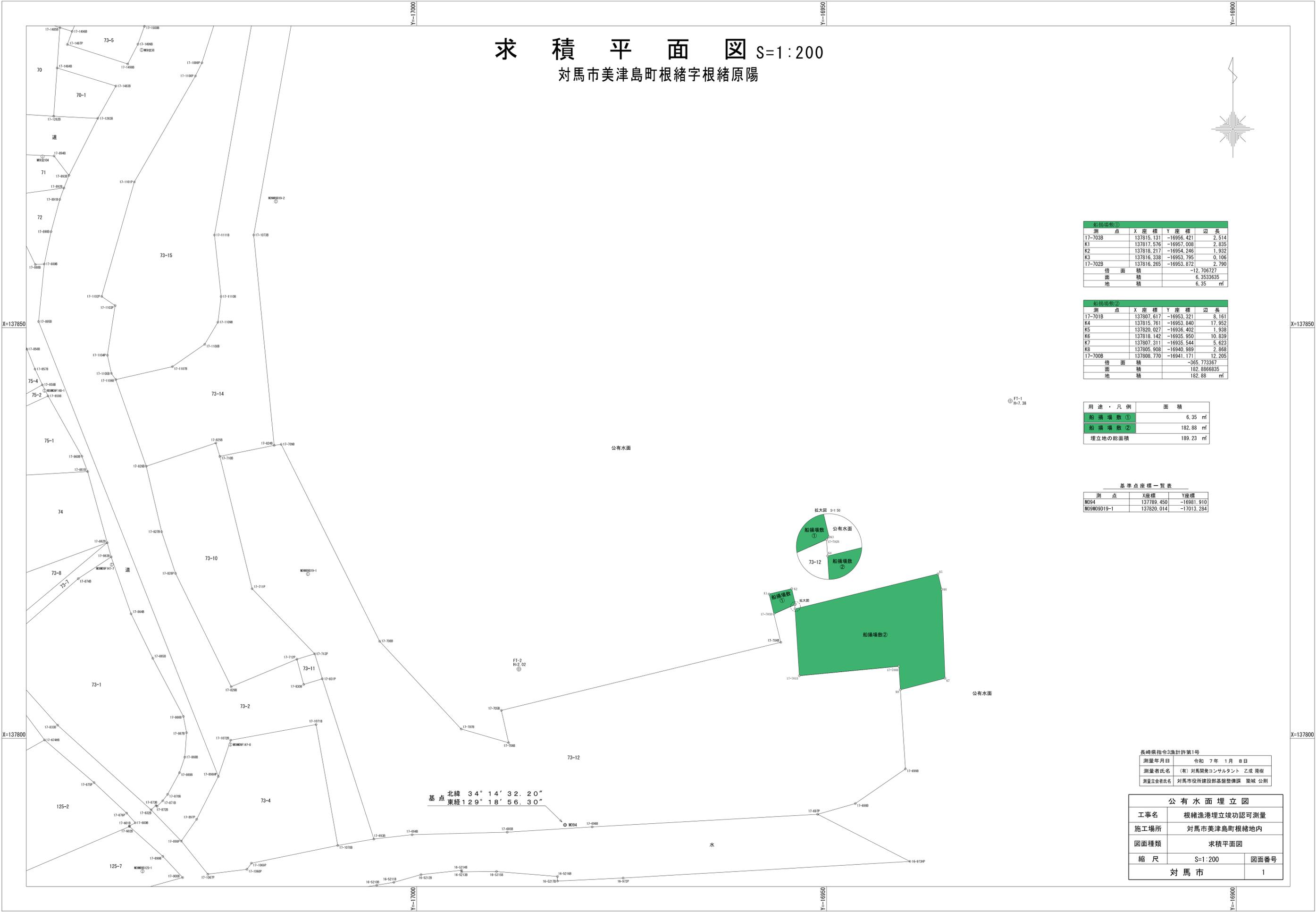
凡 例	
埋立区域	

長崎県指令3漁計第1号	
複写年月日	令和 7年 1月 8日
複写者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 雅樹
複写場所	長崎地方法務局 対馬支局

公有水面埋立図		
工事名	根緒漁港埋立竣功認可測量	
施工場所	対馬市美津島町根緒地内	
図面種類	字 図	
縮 尺	S=1:200	図面番号
対 馬 市		3

求積平面図 S=1:200

対馬市美津島町根緒字根緒原陽



測点	X座標	Y座標	辺長
17-703B	137815.131	-16956.421	2.514
K1	137817.576	-16957.008	2.835
K2	137818.217	-16954.246	1.932
K3	137816.338	-16953.795	0.106
17-702B	137816.265	-16953.872	2.790
倍面積	-12.706727		
面積	6.353635		
地積	6.35 m ²		

測点	X座標	Y座標	辺長
17-701B	137807.617	-16953.321	8.161
K4	137815.761	-16953.840	17.952
K5	137820.027	-16936.402	1.938
K6	137818.142	-16935.950	10.839
K7	137807.311	-16935.544	5.623
K8	137805.908	-16940.989	2.868
17-700B	137808.770	-16941.171	12.205
倍面積	-365.773367		
面積	182.8866835		
地積	182.88 m ²		

用途・凡例	面積
船揚場敷①	6.35 m ²
船揚場敷②	182.88 m ²
埋立地の総面積	189.23 m ²

測点	X座標	Y座標
M094	137789.450	-16981.910
M09M09019-1	137820.014	-17013.284



基点 北緯 34° 14' 32.20"
東経 129° 18' 56.30"

測量年月日	令和 7年 1月 8日
測量者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 隆樹
測量立会者氏名	対馬市役所建設部基金整備課 齋城 公則

工事名	根緒漁港埋立竣功認可測量	
施工場所	対馬市美津島町根緒地内	
図面種類	求積平面図	
縮尺	S=1:200	図面番号
対馬市		1

議案第 38 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（土寄地区）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面 積 (平方メートル)	編入する区域
対馬市美津島町尾崎字土寄 1 24 の 1 及び 124 の 5 地先	2938.93	字土寄



竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和7年6月2日付けで申請のあった第2種尾崎漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

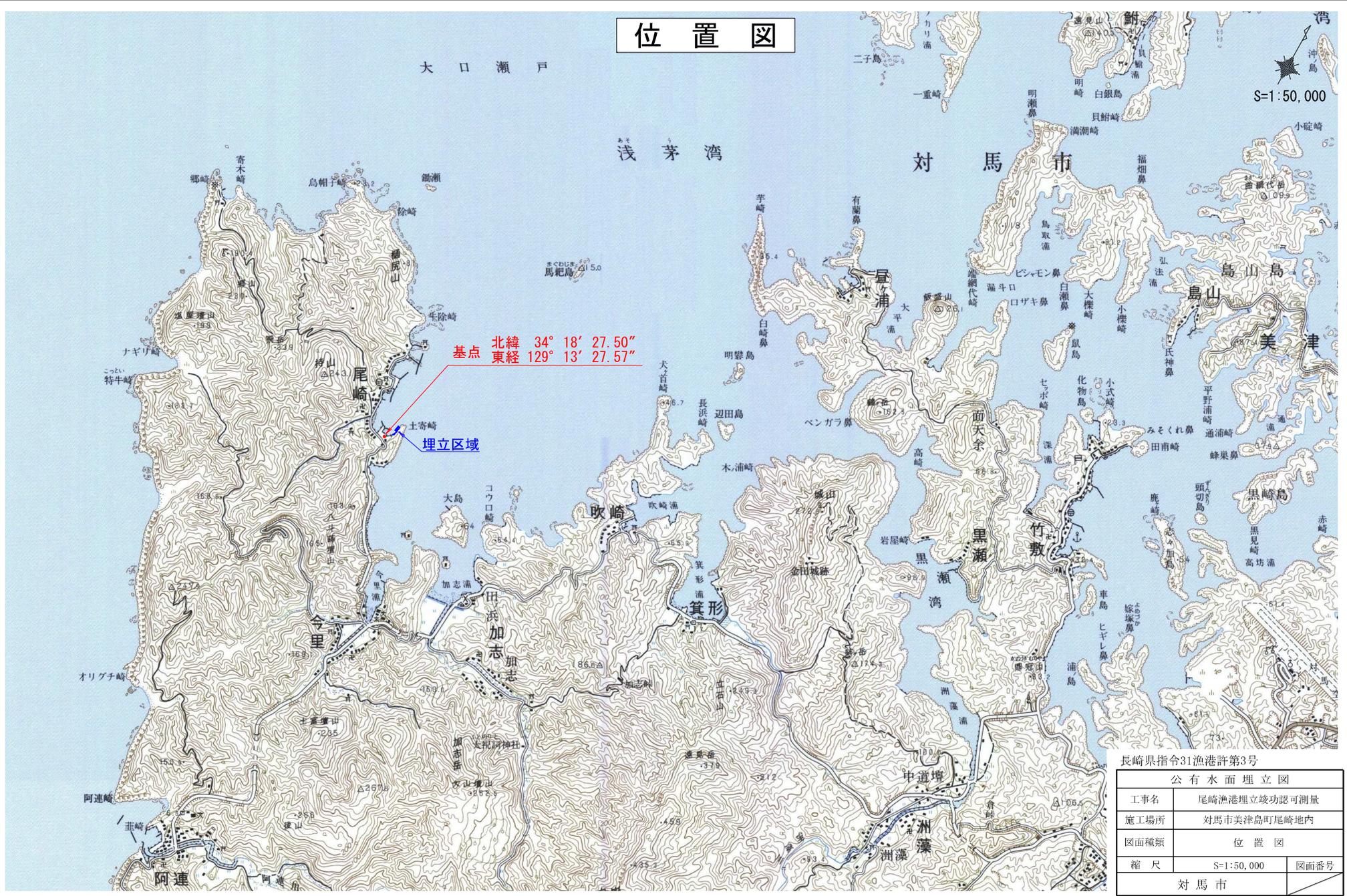
長崎県対馬市美津島町尾崎字宇土寄124番1から124番5に至る地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 2,938.93m²

(内訳)	護	岸	敷	①	149.56m ²
	護	岸	敷	②	63.05m ²
	岸	壁	敷	敷	209.36m ²
	道	路	敷	敷	852.19m ²
	漁具保管修理施設用地	①	490.21m ²		
	漁具保管修理施設用地	②	514.43m ²		
	漁具保管修理施設用地	③	660.13m ²		

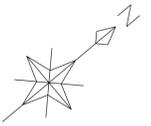
位置図



長崎県指令31漁港許第3号

公有水面埋立図	
工事名	尾崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	位置図
縮尺	S=1:50,000
図面番号	
対馬市	

字 図 S=1:500
 対馬市美津島町尾崎字土寄



基点 北緯 34° 18' 27.50"
 東経 129° 13' 27.57"

U666129-4

公有水面

埋立区域

公有水面

凡 例
埋立区域

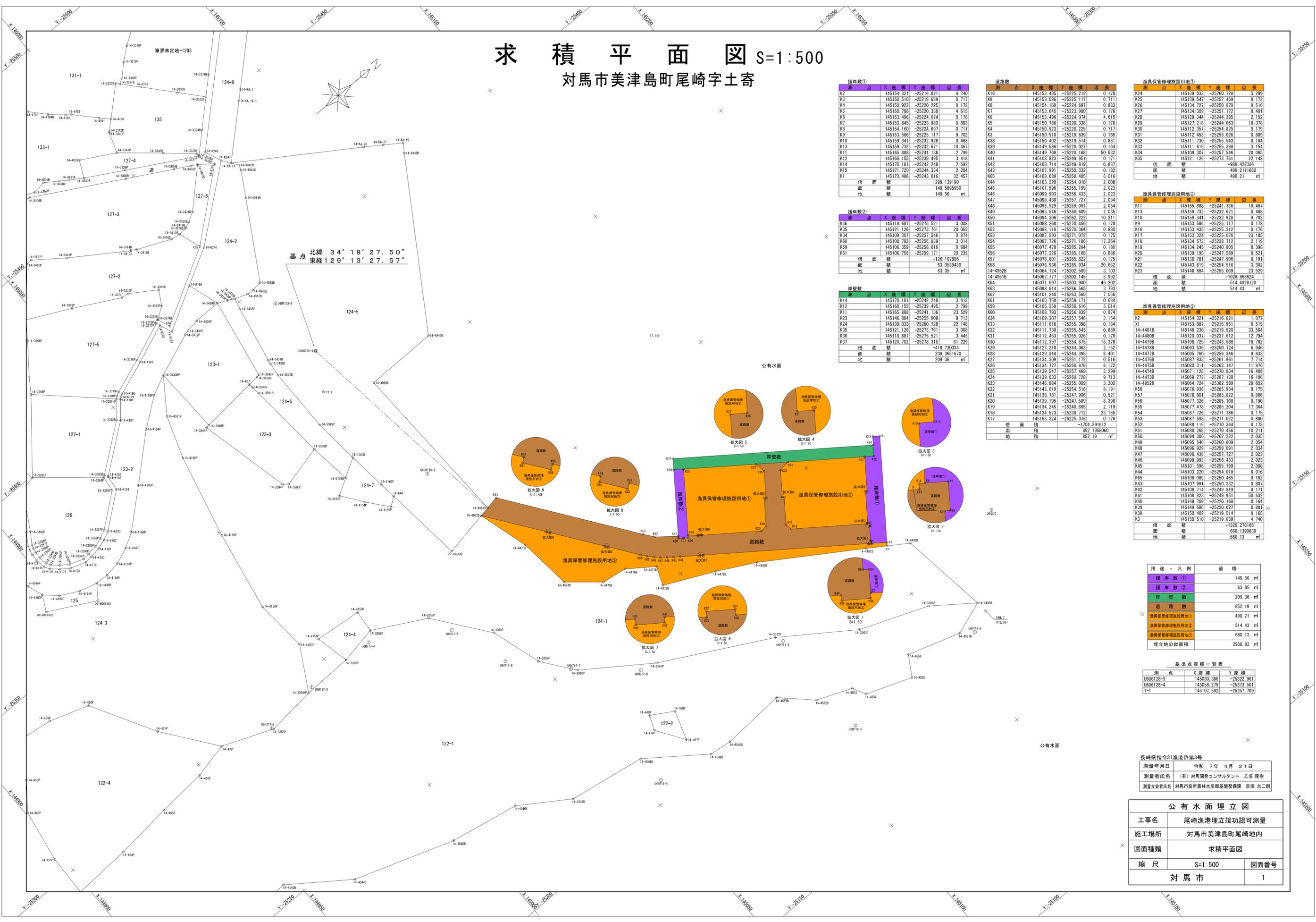
長崎県指令31漁港許第3号	
複写年月日	令和 7年 4月 21日
複写者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 雅樹
複写場所	長崎地方法務局 対馬支局

公有水面埋立図	
工事名	尾崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	字 図
縮 尺	S=1:500
図面番号	3
対 馬 市	

求積平面図 S=1:500

対馬市美津島町尾崎字土寄

基点 北緯 34° 18' 27.50"
東経 129° 13' 27.57"



海岸線①

測点	X座標	Y座標	辺長
K2	145154.321	-25216.821	4.740
K3	145150.510	-25219.639	0.717
K4	145150.923	-25220.225	0.178
K5	145150.786	-25220.338	4.615
K6	145153.496	-25224.074	0.176
K7	145153.645	-25223.900	0.883
K8	145154.160	-25224.697	0.711
K9	145153.586	-25225.117	9.702
K10	145159.341	-25232.928	0.468
K13	145159.732	-25232.671	10.467
K11	145155.888	-25241.136	2.799
K12	145168.155	-25239.495	3.418
K14	145170.181	-25242.248	2.592
K15	145171.720	-25244.334	2.204
K1	145173.486	-25243.016	32.457
倍面積			299.139190
面積			149.5695950
地積			149.56 m ²

海岸線②

測点	X座標	Y座標	辺長
K36	145118.687	-25275.521	3.008
K35	145121.126	-25273.761	20.065
K34	145109.307	-25257.546	0.874
K60	145108.793	-25256.839	3.014
K59	145106.359	-25258.616	0.684
K61	145106.758	-25259.171	20.239
倍面積			-126.107886
面積			63.0539430
地積			63.05 m ²

岸壁敷

測点	X座標	Y座標	辺長
K14	145170.181	-25242.248	3.418
K12	145168.155	-25239.495	2.799
K11	145165.888	-25241.136	23.529
K23	145146.884	-25255.009	9.713
K24	145139.033	-25260.728	22.148
K35	145121.126	-25273.761	3.008
K36	145118.687	-25275.521	3.445
K37	145120.702	-25278.315	51.229
倍面積			-418.730534
面積			209.3651670
地積			209.36 m ²

道路敷

測点	X座標	Y座標	辺長
K16	145153.435	-25225.212	0.178
K9	145153.586	-25225.117	0.711
K8	145154.160	-25224.697	0.883
K7	145153.645	-25223.980	0.176
K6	145153.496	-25224.074	4.615
K5	145150.786	-25220.338	0.178
K4	145150.923	-25220.225	0.711
K3	145150.510	-25219.639	0.165
K38	145150.402	-25219.514	0.881
K39	145149.586	-25220.027	0.164
K40	145149.769	-25220.168	50.632
K41	145108.823	-25249.951	0.171
K42	145108.714	-25249.819	0.887
K43	145107.991	-25250.332	0.182
K65	145108.089	-25250.485	6.016
K44	145103.220	-25254.018	2.008
K45	145101.596	-25255.199	2.023
K46	145099.993	-25256.433	2.023
K47	145098.438	-25257.727	2.034
K48	145096.929	-25259.091	2.054
K49	145095.546	-25260.609	2.035
K50	145094.306	-25262.222	10.211
K51	145088.268	-25270.456	0.178
K52	145088.116	-25270.364	0.880
K53	145087.593	-25271.021	0.175
K54	145087.726	-25271.186	17.364
K55	145077.478	-25285.204	0.180
K56	145077.326	-25285.108	0.886
K57	145076.801	-25285.922	0.175
K58	145076.936	-25285.934	20.652
14-4952B	145064.724	-25302.589	3.103
14-4951B	145067.777	-25303.145	3.992
K64	145071.697	-25303.900	46.202
K63	145068.914	-25306.965	3.793
K62	145101.240	-25263.569	7.056
K61	145106.758	-25259.171	0.684
K59	145106.359	-25258.616	3.014
K60	145108.793	-25256.839	0.874
K34	145109.307	-25257.546	3.154
K33	145111.616	-25255.398	0.184
K32	145111.730	-25255.543	0.889
K31	145112.453	-25255.026	0.179
K30	145108.037	-25254.875	18.378
K29	145127.218	-25244.063	6.046
K28	145129.344	-25244.395	8.401
K27	145134.309	-25250.870	0.516
K26	145134.727	-25250.870	8.172
K25	145139.547	-25257.469	3.299
K24	145139.033	-25260.728	9.713
K23	145146.884	-25255.009	3.302
K22	145143.619	-25254.516	0.191
K21	145076.801	-25247.906	0.521
K20	145077.326	-25285.108	0.180
K19	145134.245	-25240.805	2.119
K18	145134.573	-25238.712	23.185
K17	145153.324	-25225.076	0.176
倍面積			-1704.391612
面積			852.1956060
地積			852.19 m ²

漁具保管修理所用地①

測点	X座標	Y座標	辺長
K27	145139.033	-25260.728	3.299
K25	145139.547	-25257.469	8.172
K26	145134.727	-25250.870	0.516
K27	145134.309	-25250.870	8.401
K28	145129.344	-25244.395	2.152
K29	145127.218	-25244.063	18.378
K30	145112.453	-25254.875	0.179
K31	145112.453	-25255.026	0.889
K32	145111.730	-25255.543	0.184
K33	145111.616	-25255.398	3.154
K34	145109.307	-25257.546	20.065
K35	145121.126	-25273.761	22.148
倍面積			-980.422336
面積			490.2111680
地積			490.21 m ²

漁具保管修理所用地②

測点	X座標	Y座標	辺長
K11	145153.645	-25223.900	10.467
K13	145159.732	-25232.671	0.468
K10	145159.341	-25232.928	9.702
K16	145153.586	-25225.117	0.178
K19	145153.435	-25225.212	0.176
K17	145153.324	-25225.076	23.185
K18	145134.573	-25238.712	2.119
K19	145134.245	-25240.805	8.398
K20	145139.195	-25247.589	0.521
K21	145077.326	-25285.108	8.191
K22	145143.619	-25254.516	3.302
K23	145146.884	-25255.009	23.529
倍面積			-1028.865624
面積			514.4328120
地積			514.43 m ²

漁具保管修理所用地③

測点	X座標	Y座標	辺長
K2	145154.321	-25216.821	1.077
X1	145153.687	-25215.951	6.515
14-4481B	145148.236	-25219.520	33.504
14-4480B	145120.037	-25237.612	12.794
14-4479B	145108.725	-25243.588	16.782
14-4478B	145093.536	-25246.174	6.046
14-4477B	145095.760	-25254.589	9.633
14-4476B	145087.933	-25261.961	7.714
K27	145134.727	-25250.870	8.172
K25	145139.547	-25257.469	16.409
K24	145139.033	-25260.728	9.713
K23	145146.884	-25255.009	3.302
K22	145143.619	-25254.516	0.175
K58	145076.936	-25285.934	0.175
K57	145077.326	-25285.922	0.886
K56	145077.326	-25285.108	0.180
K55	145077.478	-25285.204	17.364
K54	145087.726	-25271.186	0.175
K53	145087.593	-25271.021	0.880
K52	145088.116	-25270.364	0.178
K51	145088.268	-25270.456	10.211
K50	145094.306	-25262.222	2.035
K49	145095.546	-25260.609	2.054
K48	145096.929	-25259.091	2.034
K47	145098.438	-25257.727	2.023
K46	145099.993	-25256.433	2.023
K45	145101.596	-25255.199	2.008
K44	145103.220	-25254.018	6.016
K65	145108.089	-25250.485	0.182
K42	145108.714	-25249.819	0.171
K41	145108.823	-25249.951	50.632
K40	145149.769	-25220.168	0.164
K39	145149.586	-25220.027	0.881
K38	145150.402	-25219.514	0.165
K37	145150.510	-25219.639	4.740
倍面積			-1320.278166
面積			660.1390830
地積			660.13 m ²

用途・凡例

用途・凡例	面積
海岸線①	149.56 m ²
海岸線②	63.05 m ²
岸壁敷	209.36 m ²
道路敷	852.19 m ²
漁具保管修理所用地①	490.21 m ²
漁具保管修理所用地②	514.43 m ²
漁具保管修理所用地③	660.13 m ²
埋立地の総面積	2938.93 m ²

基準点座標一覧表

測点	X座標	Y座標
UR6128-3	145060.388	-25322.961
UR6128-4	145058.279	-25373.501
T-1	145107.592	-25257.709

長崎県指令31漁港許第3号

測量年月日	令和 7年 4月 21日
測量者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 隆樹
測量立会者氏名	対馬市役所森林水産部基盤整備課 赤塚 大二郎

公有水面埋立図

工事名	尾崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	1

議案第 39 号

あらたに生じた土地の確認及び字の区域の変更について（水崎地区）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により本市内にあらたに生じた次の土地を確認し、同法第 260 条第 1 項の規定により字の区域を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

位 置	面 積 (平方メートル)	編入する区域
対馬市美津島町尾崎字水崎 5 17 の 7 地先	657.86	字水崎



竣 功 認 可 書

対 馬 市

令和7年6月2日付けで申請のあった第2種尾崎漁港区域内における公有水面の埋立てに関する工事の竣功については、公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第22条第1項の規定により下記のとおり認可する。

令和7年11月14日

長崎県知事 大石 賢吾



記

1. 埋立ての場所

長崎県対馬市美津島町尾崎字水崎517番7地先

2. 埋立地の用途 漁港施設用地

3. 竣功面積 657.86㎡

(内訳) 船 揚 場 敷 657.86㎡

位置図

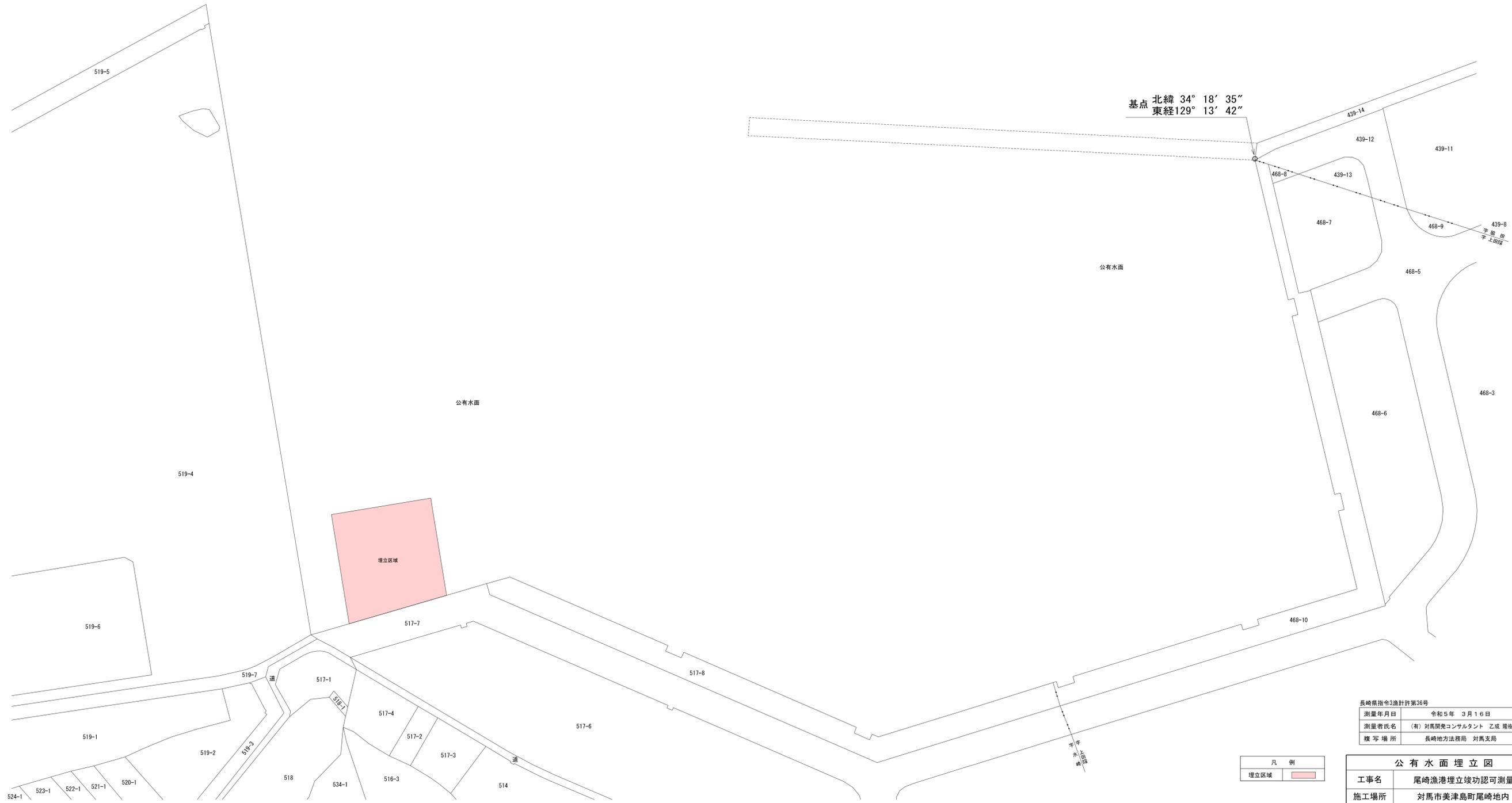
S=1:50,000



長崎県指令3漁計許第36号

公有水面埋立図	
工事名	尾崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	位置図
縮尺	S=1:50,000
対馬市	図面番号

字 図 S=1:500
 対馬市美津島町尾崎 字水崎



基点 北緯 34° 18' 35"
 東経 129° 13' 42"

公有水面

公有水面

埋立区域

長崎県指令3漁計許第36号	
測量年月日	令和5年 3月16日
測量者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 隆樹
複写場所	長崎地方支務局 対馬支局

凡 例	
埋立区域	

公有水面埋立図	
工事名	尾崎漁港埋立竣功認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	字 図
縮 尺	S=1:500
図面番号	3
対馬市	

求積平面図 S=1:500

対馬市美津島町尾崎 字水崎

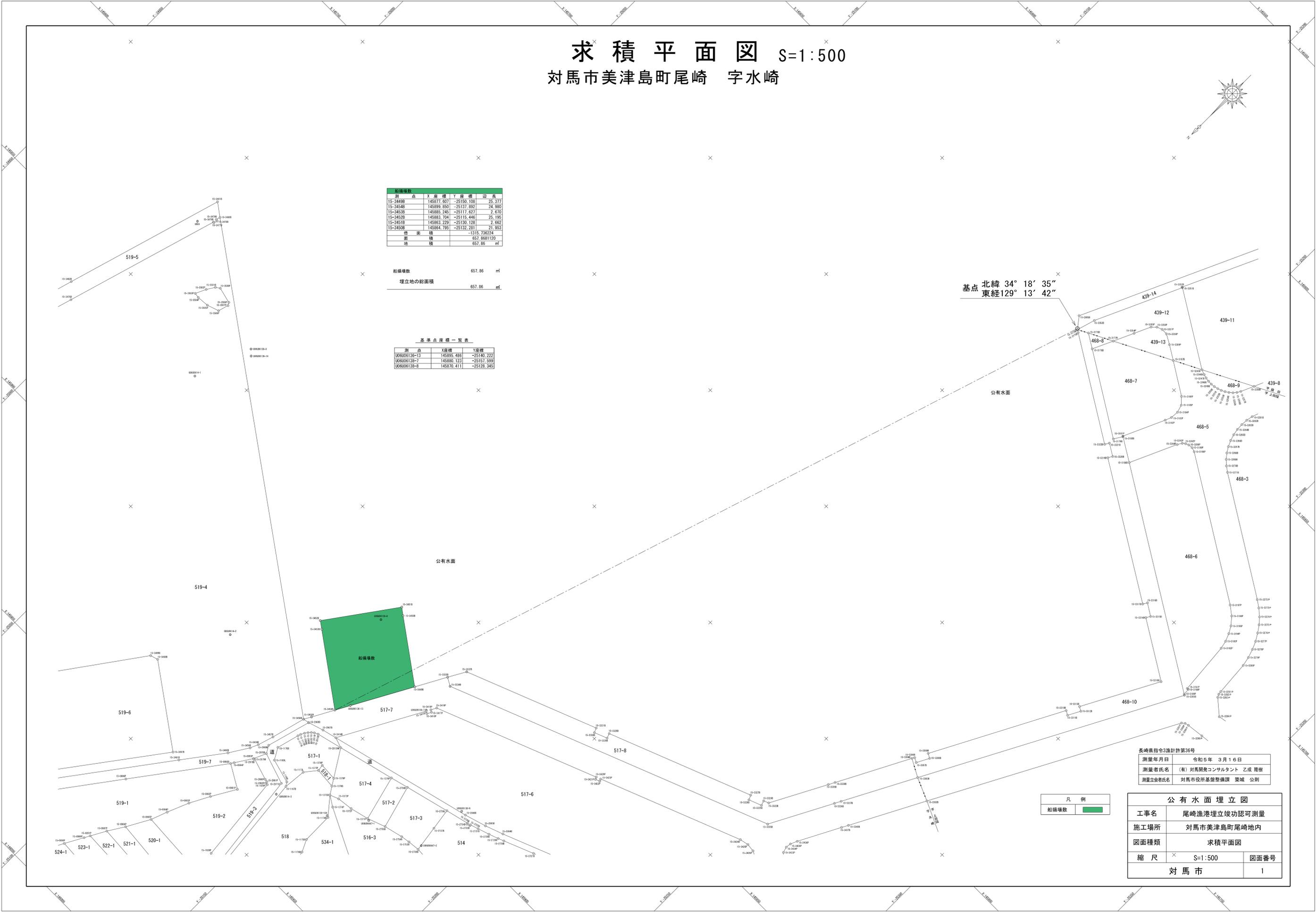


測点	X座標	Y座標	辺長
15-3448B	145877.807	-25150.101	25.377
15-3454B	145899.850	-25137.892	24.980
15-3453B	145885.245	-25117.627	2.670
15-3452B	145883.704	-25115.446	25.195
15-3451B	145893.229	-25130.129	2.662
15-3450B	145884.795	-25132.281	21.953
面積			-1315.736224
埋積			657.668170
地積			657.66

船積積数 657.66 m³
埋地の総面積 657.66 m²

測点	X座標	Y座標
U06U06136-13	145895.486	-25140.222
U06U06138-7	145880.123	-25157.599
U06U06138-8	145870.411	-25128.345

基点 北緯 34° 18' 35"
東経 129° 13' 42"



測量年月日	令和5年 3月16日
測量者氏名	(有) 対馬開発コンサルタント 乙成 隆樹
測量立会者氏名	対馬市役所基盤整備課 築城 公剛

凡例	
船積積数	■

公有水面埋立図	
工事名	尾崎港埋立竣工認可測量
施工場所	対馬市美津島町尾崎地内
図面種類	求積平面図
縮尺	S=1:500
図面番号	対馬市 1

議案第 4 0 号

第 3 次対馬市総合計画について

第 3 次対馬市総合計画を別冊のとおり策定することについて、対馬市
市民基本条例(平成 2 3 年対馬市条例第 3 8 号)第 1 5 条の規定により、
議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 1 号

対馬市過疎地域持続的発展計画について

対馬市過疎地域持続的発展計画を別冊のとおり策定することについて、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

議案第 4 2 号

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画について

辺地に係る公共的施設の総合的な整備計画を別紙のとおり策定することにつき、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和 3 7 年法律第 8 8 号)第 3 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上県町佐須奈辺地
 （辺地の人口 817 人 面積 15.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上県町佐須奈、佐護東里、西津屋
- ②地域の中心の位置 対馬市上県町佐須奈乙948番地
- ③辺地度数 272 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

地区に配備の消防団積載自動車において老朽化による小型動力ポンプ及び車両の機動性低下がみられ、有事に地域住民の生命及び財産を守る信頼性の低下が懸念されることから、順次更新し地域の消防機動力を向上させるもの。

○診療施設

佐須奈診療所において、レントゲン撮影と一体化して運用されているデジタル画像診断システムは、導入から20年以上が経過し、画像の生成に時間を要し、診療に支障をきたしている。故障時には修理対応が困難である可能性もあることから、安定的な医療提供と診断の効率化を図るため、新たなシステムへの更新をするもの。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	市		24,077	0	24,077	24,000
診療施設	市		4,290	1,383	2,907	2,900
合計			28,367 (24,077)	1,383 (0)	26,984 (24,077)	26,900 (24,000)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町泉辺地
 （辺地の人口 767 人 面積 7.9 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町泉、西泊、古里
- ②地域の中心の位置 対馬市上対馬町古里505番地
- ③辺地度数 248 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

常備消防に配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽化により機械故障が懸念され、エンジン及び駆動系の修理で高額となっており、主ポンプ及び真空ポンプの故障では、部品が製造中止のため修理不能であることから、車両を更新するものである。

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況にあり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

3. 公共施設の整備計画

令和6年度から令和10年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	市		61,656	0	61,656	61,600
簡易水道施設	市		892,786	446,393	446,393	223,000
			(872,786)	(436,393)	(436,393)	(218,000)
合計			954,442	446,393	508,049	284,600
			(934,442)	(436,393)	(498,049)	(279,600)

※（ ）書きは変更前の金額

総合整備計画書 (案)

長崎県対馬市上対馬町比田勝辺地
(辺地の人口 887 人 面積 5.4 Km²)

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町比田勝、網代
- ②地域の中心の位置 対馬市上対馬町比田勝832番地3
- ③辺地度数 239 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○消防施設

現在配備の消防ポンプ自動車は、購入から20年を経過し、老朽による機械故障が懸念され、主ポンプ及び真空ポンプの故障が発生した場合、部品が製造中止のため修理不能となることから車両を更新するもの。

また、消防団車両は、車両適正化計画により、消防ポンプ自動車未配備の地区に購入配備し、地域の消防機動力及び消防力の強化を図る。

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

○消防施設

本事業は対馬市水道局が行う水道改良事業に関連する消火栓設置工事に負担金を支出するものである。

水道事業により配水管等の布設替えを実施するため、これと併せて消火栓の布設替えを行い、消防設備の充実を図り地域住民の安全性を確保する。

3. 公共施設の整備計画

令和4年度から令和8年度まで5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特定財源	一般財源	
消防施設	市		73,248	0	73,248	73,248
簡易水道施設	市		892,786	446,393	446,393	223,000
			(872,786)	(436,393)	(436,393)	(218,000)
消防施設	市		8,129	0	8,129	8,100
合計			974,163	446,393	527,770	304,348
			(954,163)	(436,393)	(517,770)	(299,348)

※ () 書きは変更前の金額

総合整備計画書（案）

長崎県対馬市上対馬町浜久須辺地
（辺地の人口 274 人 面積 19.7 Km²）

1. 辺地の概況

- ①辺地を構成する町又は字の名称 上対馬町浜久須、富浦、唐舟志、大增、玖須
- ②地域の中心の位置 対馬市上対馬町浜久須254番地
- ③辺地度数 283 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

○簡易水道施設

中央地区簡易水道は、昭和36年7月10日長崎県指令第459号で認可を受け給水を開始したが、施設の老朽化により漏水や機械の故障が多く、施設管理に苦慮している状況であり、本事業を実施し有収率の向上と更なる安定供給を行うものである。

○通学施設

スクールバスを利用する児童生徒が天候に左右されることなく、安心安全に通学できるための待合所を新築し、通学環境の整備を図る。

○集会施設

本施設は昭和56年の建築から40年以上が経過し、施設の老朽化が著しく建物外壁の劣化などが散見され、一部では雨漏りが生じている状況である。本施設はこれまで地区の集会や行事、高齢者の健康体操などで利用されており、地区住民にとって重要な拠点施設となっているため、コミュニティの醸成及び高齢者福祉の向上などに資する施設として、地域住民が安心して利用できる施設環境を整えるもの。

3. 公共施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで5年間

（単位：千円）

施設名	事業 主体名	区 分	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
				特 定 財 源	一 般 財 源	
簡易水道施設	市		892,786 (872,786)	446,393 (436,393)	446,393 (436,393)	223,000 (218,000)
通学施設	市		13,600	0	13,600	13,600
集会施設	市		12,623	0	12,623	12,600
合計			919,009 (899,009)	446,393 (436,393)	472,616 (462,616)	249,200 (244,200)

※（ ）書きは変更前の金額

議案第 4 3 号

友好都市の提携について

対馬市議会基本条例（平成 2 9 年対馬市条例第 1 5 号）第 1 0 条第 2 号の規定に基づき、熊本県球磨郡山江村と友好都市の提携をすることについて、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 2 4 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

相手都市

都市名：熊本県球磨郡山江村

所在地：熊本県球磨郡山江村大字山田甲 1 3 5 6 番地の 1

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- 1 住 所 対馬市上対馬町
- 2 氏 名 すがわ まさはる
須川 正治
- 3 生年月日 昭和 34 年 5 月 5 日

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求める。

令和 8 年 2 月 24 日提出

対馬市長 比田勝 尚喜

記

- | | | |
|---|------|---|
| 1 | 住 所 | 対馬市峰町 |
| 2 | 氏 名 | <small>ながどめ</small> 永留 <small>かずひろ</small> 和博 |
| 3 | 生年月日 | 昭和 30 年 2 月 3 日 |